

知 床 国 立 公 園

知 床 半 島 先 端 部 地 区 利 用 の 心 得

[先 端 部 地 区 へ 立 ち 入 る 際 の 留 意 事 項 ・ 禁 止 事 項]

環 境 省

釧路自然環境事務所

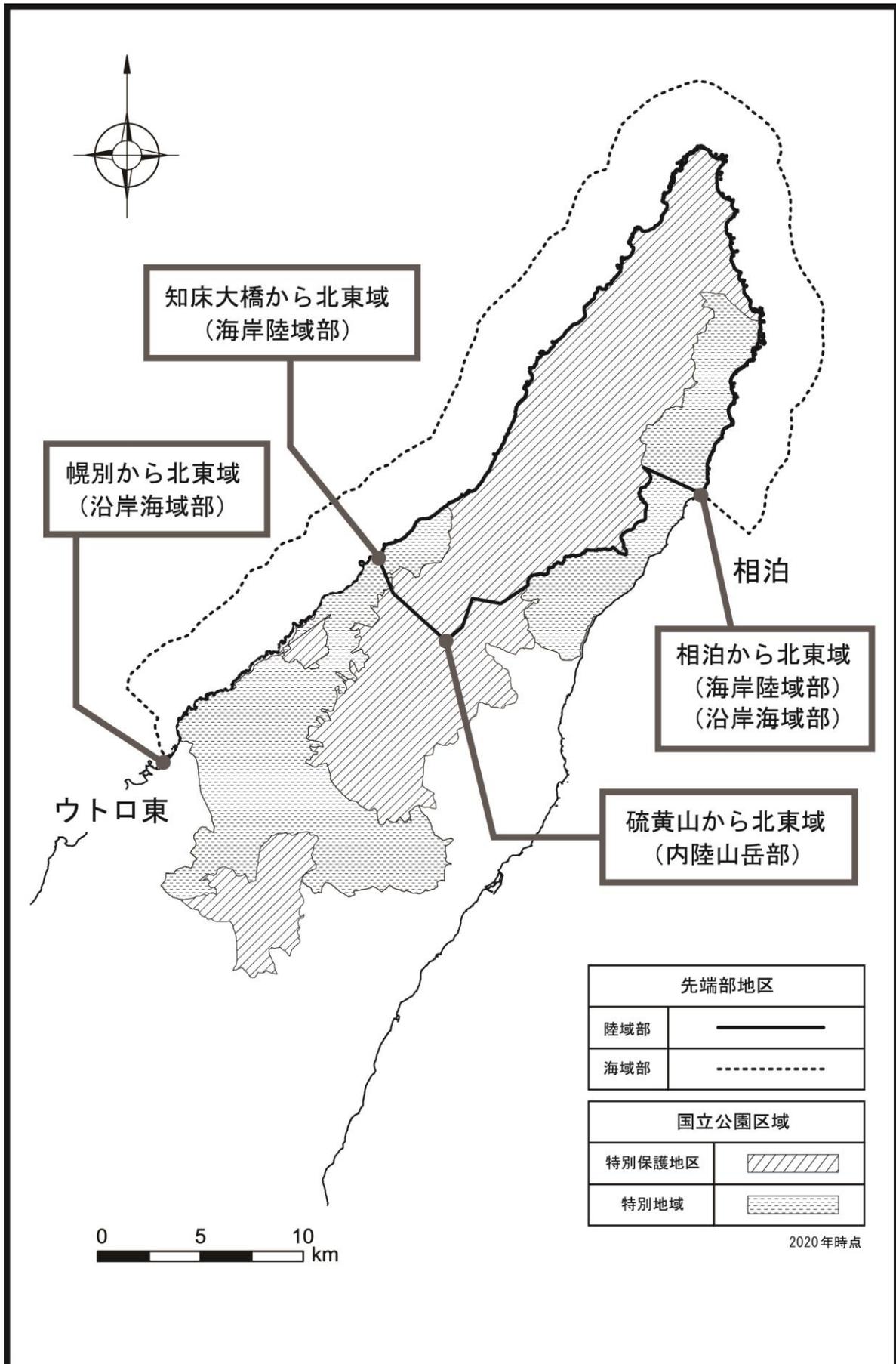
2017 年 3 月

目 次

図 - 1 「知床半島先端部地区 位置図」	1	頁
はじめに	2	
利用の心得	4	
1. 基本原則	4	
（1）自然環境への配慮	4	
（2）他の「利用者」への配慮	4	
（3）動力船による上陸禁止	4	
（4）自己責任	4	
（5）情報収集等	4	
2. 共通事項	5	
（1）リスクの軽減に関する事項	5	
（2）自然環境の保全に関する事項	6	
（3）その他の事項	8	
3. 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）	8	
（1）海岸トレッキング利用に関する事項	8	
（2）山岳部利用に関する事項	9	
（3）沿岸カヤッキング利用に関する事項	9	
（4）沿岸河口部付近でのサケ・マス釣り利用に関する事項	10	
（5）動力船による海域利用に関する事項	10	
図 - 2 「情報箇所」	12	
図 - 3 「野営を行わないこととされている地域（知床岬地域）」	13	
図 - 4 「立入り及び野営を行わないこととされている地域（ルシャ地域）」	13	
図 - 5 「野営を行わないこととされている地域（知床沼周辺）」	14	
別紙 - 1 「関係法令等による規制対象行為・遵守事項等」	15	
別紙 - 2 「リスクの軽減及び利用に関する情報一覧」	18	
別紙 - 3 「羅臼遊漁釣り部会自主ルール」	21	
別紙 - 4 知床国立公園利用適正化検討会議構成員	22	
（1）検討委員	22	
（2）地域関係団体	22	
（3）関係行政機関	22	
（4）事務局	22	
別紙 - 5 知床半島先端部地区の利用のあり方に関する検討経緯	23	
別紙 - 6 「ヒグマなど野生動物による事故や被害を防ぐために」	30	
とりまとめにあたって	33	

「知床半島先端部地区利用の心得」（初版、平成 20 年）は、知床国立公園利用適正化検討会議において合議された。知床国立公園利用適正化検討会議構成員は別紙-4 にまとめて記載した。

図 - 1 「知床半島先端部地区 位置図」



はじめに

知床国立公園知床半島先端部地区（以下「先端部地区」という。図－１、図－２参照）は海岸から山岳稜線部の陸域はもとより、沿岸海域にわたり、極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されています。歩道や車道等一般の公園利用のための施設が設けられておらず、日本では数少ない「バックカントリー」と呼ぶことができる原生的な自然環境の広がりが大規模に保たれてきた地域です。その中でも、知床岬や知床岳等においてはトレッキングや登山による利用があります。また、知床岬の海岸段丘、斜里町側の海食崖やそこに見られる滝（カムイワッカ、フレペ）、羅臼町側の自然海岸、知床岳等の山岳地帯は観光船やシーカヤックからの眺望対象として重要です。よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う必要があります。

一方で、先端部地区は漁業資源に恵まれ、定置網漁、刺網漁も盛んです。1970年頃には400隻以上のコンブ漁船が操業、羅臼の漁民の半数近くは、夏を相泊より先の仮住まい「番屋」で過ごしました。「番屋」は現在でも数軒が残されています。斜里側ではサケ・マス定置網漁業が盛んで、数軒の番屋が存在します。また、先端部地区には縄文時代からアイヌ文化期に至る遺物・遺構が残されています。特に知床岬には、続縄文文化からオホーツク文化期の100軒近い竪穴式住居址が残されており、極めて貴重な文化財です。先端部地区は、原生的で厳しい自然環境の中で、たくましく生きる人間の歴史がある場所でもあるのです。

平成17年に世界自然遺産に登録された知床では知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様かつ特異な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、知床世界自然遺産地域管理計画を策定しています。当該計画において、遺産地域内の観光、自然探勝、登山、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないようにすることが必要であり、遺産地域では原生的な自然環境を保存・保全しつつ、人々に感銘を与える質の高い利用機会を提供するという考え方を示しており、それを踏まえ、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールづくりをすすめることとされています。

そのような背景を受け、知床国立公園利用適正化検討会議等において、多くの時間と労力をかけて知床に関わる多くの方々と共に知床国立公園の望ましい保護と利用のあり方について調査・検討を進めてきました。特に先端部地区については「知床ならではの原始性の高い自然景観と多様な生態系の持続的な保全」及び「質の高い自然体験機会の適正な提供」を主眼とした「利用ルール」づくりを進めてきました。

先端部地区は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であり、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいく必要があります。

先端部地区の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とし、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る」ことを基本方針としています。

先端部地区は、国立公園計画上の「利用施設計画」がなく、歩道や車道など一般の公園利用のための施設が設けられていないほか、知床森林生態系保護地域として「自然の推移に委ねる」地域とされているなど、制度上一般の利用者による積極的な利用は想定されていない地域です。そのうえ刻々と変化する海況や風況、低い海水温や高密度なヒグマの生息等極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証されません。

また、先端部地区に立ち入る「利用者」は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚することが求められます。

本「利用の心得」は、「海岸トレッキング利用」「沿岸カヤッキング利用」「山岳部登山利用」「沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用」「動力船による海域利用」等レクリエーションを目的とした先端部地区の利用者に関し、自然保護やリスクの軽減の観点から留意すべき事項や禁止事項を定め、それを守っていただくことにより、先端部地区の風致景観と生態系を持続的に保全するためのものです。

なお、本「利用の心得」は、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたもので、今後の利用実態や立入りによる自然環境への影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正・補完等充実を図っていきます。

利用の心得

「利用者」が先端部地区に立ち入る際に自然保護やリスクの軽減等の観点から留意すべき事項や禁止事項は、次のとおりとする。

なお、本「利用の心得」における「利用者」とは、レクリエーションを目的に先端部地区に立ち入る者を指し、これら「利用者」の案内、引率、誘導、運搬等を行うために立ち入る者（ガイド、渡船業者等の事業者）及び取材・写真撮影等を目的として立ち入る者を含むものとする。

※番屋所有者等の漁業に伴う行為、土地や施設の管理等行政機関の用務を目的として立ち入る者は含まれない。

1. 基本原則

(1) 自然環境への配慮

先端部地区の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、「利用者」は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、自然環境へのインパクトを最小限にするよう努めること。

(2) 他の「利用者」への配慮

次に訪れる「利用者」が先端部地区ならではの静寂かつ原始的な自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さず来た時と同じ状態にすること。また、他の「利用者」の静寂かつ原始的な自然体験を損なうような行為は行わないこと。

(3) 動力船による上陸禁止

動力船による上陸利用は、貴重な植物群落や野生鳥獣の生息地である知床岬一帯の自然環境を保護するための関係機関による「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」（昭和59年）を踏まえ、行わないこと。

(4) 自己責任

先端部地区は、整備された道等の施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び判断力が求められ、また、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚すること。なお、事故が発生した場合は、連絡手段や避難・通信設備は整っておらず、救助の際には莫大な費用と時間を要するだけでなく、生死にかかわる状況になることを認識すること。

(5) 情報収集等

① 先端部地区の利用にあたって適用される関係法令、規則等を十分に理解・学習し、これらを遵守すること。また、事前にルサフィールドハウス、知床羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターから、リスクの軽減に関する情報（海岸部高巻き・渡渉箇所の状況、海域の岩礁・浅瀬の状況、潮の干満・風波等の気象状況、観光船等他の船舶との影響回避対策等）及び利用に関する情報（潮待ち場所等）を入手し、十分な理解・学習を行うとともに、これらに対処する技術の習得に努めること。

なお、別紙－1「関係法令等による規制対象行為・遵守事項等」及び別紙－2

「リスクの軽減及び利用に関する情報一覧」を参考とすること。

- ② 最新の現地情報の把握や「利用の心得」の修正・補完に資するため、立入りする「利用者」は、管理者等が行う行動に関するアンケート等の調査や、現地で得た自然環境の状態やルート等利用環境の現況等の情報提供に協力すること。

2. 共通事項

(1) リスクの軽減に関する事項

ア. 事前準備

- ① 自己の体力、健康状態と自然条件等を勘案し、十分検討した余裕のある日程の計画を立てること。また、不測の事態発生等を考慮して単独行動は避けること。
- ② 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、立入りに際して、関係機関等への手続が必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ③ 万が一の遭難事故、海難事故が発生した場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることを十分に認識し、保険加入等の対応に万全を期することとし、エスケープルート、レスキュー手段（現在地からの連絡手段含）等、事故発生に際しての対応策についても、事前に十分に検討しておくこと。
- ④ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、利用形態に応じ、リスクの軽減、事故防止のための装備を備えること。

イ. ヒグマ対策

先端部地区は、世界的にも有数のヒグマの高密度生息地であり、常にヒグマに遭遇する可能性がある。さらに、野生動物の保護が厳重に行われているため、当地域のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体も多く、北海道内の他の地域とは状況が大きく異なる。

したがって、リスクの軽減とともにヒグマの自然な行動形態を変化させないため、以下のことに十分に留意すること。

なお、ヒグマへの対処の仕方（以下①～③）の細部については、公益財団法人知床財団のホームページ等に設けられている情報や別紙－6「ヒグマなど野生動物による事故や被害を防ぐために」を参考に、十分な準備を行うこと。

① 未然防止

- i ヒグマの生息密度が特に高いルシャ地域（ルシャ川河口付近を中心にウブシノッタ川からタキノ川に至る地域（図－2、図－4参照））には立ち入らないこと。特に野営は厳に行わないこと。
- ii 野営の際には、ヒグマにかかる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、テント内に食料を持ち込むことは厳に避けるとともに、食料やゴミは絶対にヒグマに取られないよう、テントから十分に離れた場所に「ヒグマ対策用携帯食料保管容器（フードコンテナ）」を用いて厳重に保管すること。

また、テント周辺を「携帯式電気牧柵」で囲うことを推奨する。

※フードコンテナ及び iii に記載のあるクマスプレーについては、ルサフィールドハウス、知床羅臼ビジターセンター、知床自然センターで貸与している。

- iii クマスプレー、鈴等リスクの軽減、事故防止のための装備を備えること。
- iv 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。
- v 食料やゴミなどヒグマを誘引する物を含む荷物は常に持ち歩くこと。放置された荷物をヒグマが荒らすと、食料が入っていることを学習し、トレッカーをつけ狙うなど危険な行動をとる恐れがある。
※食料等を含まない荷物についても、キツネ等の被害防止のため、デポしないことを推奨する。
- vi エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため、不用意に近づかず、すみやかに離れること。
- vii ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、常に周囲に気を配り、特に見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- viii 夜間や薄明薄暮、濃霧時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起りやすいので、なるべく行動しないようにすること。

② 遭遇時の対応

- i 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- ii ヒグマに絶対に餌を与えないこと。
- iii 食料やゴミを取られた場合は速やかに引き返すこと。（取られたものを取り返そうとしないこと。）

③ 事後対応

食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合、あるいは追跡を受けたり、事故が発生した際には、他の「利用者」のリスクの軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

(2) 自然環境の保全に関する事項

ア. 植生等への配慮

- ① 外来種の持ち込みを防止するため、事前に衣服を確認したり、靴底を洗う等して、付着した種子等の除去に努めること。
- ② 踏み付けにより傷みやすい湿原等の脆弱な植生地や、表土が崩れやすい場所には立ち入らないこと。
- ③ 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ④ 枝条（木の枝等）の刈り払いは行わないこと。

- ⑤ 岩石、立木等に落書きをしないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① 大木の樹洞や樹冠に大型の巣があった場合は、鳥類の営巣木の可能性があり、繁殖を妨げるおそれがあるので、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
また、希少鳥類の営巣地や海鳥類のコロニー及びアマツバメ・イワツバメの繁殖地には立ち入らず、近くに留まらないこと。
- ② 野生動物の行動に攪乱を与える行為（過度の接近や長時間の滞在等）を行わないこと。
- ③ 野生動物に餌を与えないこと。また、食料やゴミを野生動物に奪われないようにすること。
- ④ 野生動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。

ウ. 野営

- ① 脆弱な湿原や希少種が生育する草原・砂礫地等、植生に影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ② 野営地での行動についても、踏み付け等により周辺植生に影響を与えないよう配慮すること。
- ③ 立ち去る際には、利用の痕跡を残さないようにすること。
- ④ 知床岬地域、ルシャ地域（ルシャ川河口付近を中心にウブシノッタ川からタキノ川に至る地域）及び知床沼一帯とその周辺の湿原域では、自然環境保全やヒグマ対策の観点から野営は行わないこと。ただし、アブラコ湾の海岸礫地と知床沼（北沼）付近の指定された場所を除く。（各区域は、図－2～図－5参照）

エ. たき火

たき火は「原則禁止」であり、やむを得ずたき火を行う場合には、海岸線付近での流木の利用にとどめ、最小限の規模とするとともに、植生の上では行わず、また、たき火の痕跡を残さないよう適切に後始末をすること。

オ. ペットの持ち込み

ペットを持ち込まないこと。

カ. 騒音

騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。ただし、ヒグマとの遭遇・接近を避けるために行う行為はこの限りではない。

キ. ゴミ・排水、排泄物等の処理

- ① ゴミは全て持ち帰ること。埋めたり燃やしたり、投棄はしないこと。
- ② 石けんや洗剤は使用しないこと。
- ③ 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や後片づけに際して極力汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を

少なくすること。

- ④ 原則、携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。なお、やむを得ない場合は以下のとおりとし、その場合でも使用した紙類は持ち帰ること。また、排泄地点が集中しないよう分散に心がけること。

i. 海岸では、満潮時の潮位より上の植生のない場所に穴を掘って行うこと。

また、番屋等漁業生産活動が行われている場所から十分離れること。

ii. 水源や、湿原等脆弱な植生地では排泄しないこと。

(3) その他の事項

- ① 海産物の採取や漁業活動施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）への立入り、漁具等が設置されている場所や作業中の漁船への接近、その他漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ② 漁業施設である番屋に宿泊しないこと。
- ③ 遺物（土器片や石器等）に手を触れたり、遺構（窪地の形態をした堅穴等）に立ち入る等、埋蔵文化財等に影響を与える行為を行わないこと。
- ④ 自然保護官、森林官、巡視員、監視員等管理者の指導・指示に従うこと。

3. 特定利用形態別事項（特定の利用形態に関して守るべき事項）

「2. 共通事項」に加え、各利用形態に応じ以下の事項を遵守するものとする。

（地点名については図-2参照）

(1) 海岸トレッキング利用に関する事項

【知床岬、知床岳や知床沼への登山等のための海岸線トレッキング利用。以下の事項を遵守する他、行程によっては15キロ以上の荷物を背負い、1日10時間近く不安定で膝や足腰への負担の大きい石浜の上を歩くことが可能な体力・脚力が求められる。】

ア. リスクの軽減

- ① 海岸部では、岩壁や急斜面の高巻き・渡渉箇所があり、また、濃霧等の悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。従って、岩登り技術や危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、リスクの軽減に関する必要な装備を携行すること。（ヘルメット、ロープ、地形図、コンパス、レスキュー装備等）
- ③ ルート確保のためのロープ等は残置しないこと。
- ④ 干潮でなければ越えることができない地点の潮待ち場所の状況は、事前にルサフィールドハウス、知床羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターで確認すること。

イ. 溪流釣り

当地域の河川内に生息する魚類は、陸域と海域の物質循環やシマフクロウ等の希少種の餌資源として重要であり、知床の生態系の中で大きな役割を果たしてい

る。また、優占種であるオショロコマは、絶滅のおそれがある種（絶滅危惧Ⅱ類）にも選定されている。したがって、溪流釣りにおいては、必要最小限の捕獲にとどめること。

ウ．その他

往復とも原則徒歩利用とする。ただし、けがや病気、または復路において体力を著しく消耗し、歩行を続けることが困難で事故が発生するおそれのある場合を除く。

（２）山岳部利用に関する事項

【硫黄山から北東の内陸山岳部の登山利用。以下の事項を遵守する他、踏み跡がほとんど判別できない背丈以上のハイマツの中において地図からルートを判断できる読図能力及び長時間藪こぎが可能な体力が求められる。】

ア．リスクの軽減

- ① 山岳部では、自らの判断で適切なルート選択を行わなければならないが、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。従って高度な登山技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② 滑落、落石等の危険に対し、細心の注意をはらう他、リスクの軽減に関する必要な装備を携行すること。
- ③ ルート確保のためのロープ等は残置しないこと。

イ．溪流釣り

当地域の河川内に生息する魚類は、陸域と海域の物質循環やシマフクロウ等の希少種の餌資源として重要であり、知床の生態系の中で大きな役割を果たしている。また、優占種であるオショロコマは、絶滅のおそれがある種（絶滅危惧Ⅱ類）にも選定されている。したがって、溪流釣りにおいては、必要最小限の捕獲にとどめること。

ウ．その他

目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置した場合は回収すること。

（３）沿岸カヤッキング利用に関する事項

【沿岸海域部におけるシーカヤックによる利用。以下の事項を遵守する他、沿岸におけるカヤッキングの豊富な経験と、先端部地区特有の地形・気象に関する知識を有していることが求められる。】

ア．リスクの軽減

- ① 沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風、また、濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある等極めて厳しい条件下にある。従って、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。
- ② リスクの軽減に関する必要な装備を携行すること（ライフジャケット、ビルジポンプ、パドルフロート、レスキュー装備等）。

- ③ 強風や時化の影響を受けやすい知床で遭難を避けるために、常に最も陸寄りを進むこと。
- ④ 複数艇で航行する際、長い行列にならないようにし、他の船舶の航路を妨げないこと。
- ⑤ 他の船舶が近づいてきたら、狭い範囲に集まり、停船してやり過ごすこと。
- ⑥ 衝突事故防止のため、他の船舶から発見・認識されやすいよう努めること。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物の繁殖地には必要以上に接近しないこと。
- ② 海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマの生息行動に影響を与えるような接近や追い回し行為を行わないこと。

ウ. その他

- ① 漁港施設は緊急時以外には利用しないこと。
- ② 出発地と帰着地の状況、上陸場所の適否等に関する情報について、事前にルサフィールドハウス、知床羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターに確認すること。

（４）沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用に関する事項

【河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣り利用。以下の事項を遵守する他、特に（１）（２）（３）の利用形態に影響を及ぼす恐れがあるため、ヒグマ出現時も含め、釣魚や荷物等をヒグマやキツネに絶対に奪われない責任を負う。】

羅臼側の沿岸河口付近でのサケ・マス釣りについては、当面の間、「羅臼遊漁釣り部会自主ルール」（別紙－３）を適切かつ厳格に運用するものとし、釣り場については、別途調査を進め、調整の上、場所と区域を限定する。

また、斜里側の沿岸河口付近でのサケ・マス釣りについては、斜里側の海岸線のほとんどが自然環境の厳格な保護が必要となる特別保護地区であり、また、サケ・マス遡上河川周辺には極めてヒグマが高密度に集中し危険性も高いことから、動力船による上陸利用は行わないこと。

（５）動力船による海域利用に関する事項

【沿岸海域部におけるレクリエーション目的の動力船（観光船、遊漁船、プレジャーボート等）による海域利用。以下の事項を遵守すれば、他の利用形態より比較的容易に利用できる。】

ア. 安全管理

- ① 他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ② 観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物保護のため、海岸部へは必要以上に接近しないこと。
- ② 陸の近くを航行する場合は、海鳥、猛禽類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響を与えないよう、低速で航行すること。
- ③ ケイマフリの繁殖地及び生息地であるプユニ岬からエエイシレド岬までの岩

壁への接近をさけ、沿岸から 100m 以上距離を取ること。特に営巣地であるブユニ岬、象の鼻、岩尾別川右岸断崖及び五湖断崖へは接近しないこと。

- ④ 海鳥の繁殖地となっている鮪岩、カパールワタラ、イダシュベワタラ及びタカサラウニへの接近をさけ、100m 以上距離を取ること。
- ⑤ オジロワシが止まり場として海岸の岩場を利用している場合には 100m 以上距離を取ること。
- ⑥ 海棲哺乳類、海鳥、猛禽類及びヒグマ等への接近やクジラ類やイルカ類の追い回しを行わないこと。
- ⑦ 海棲哺乳類の側から接近してきた場合には、その行動を妨げないよう船の進路を変更するか、減速すること。
- ⑧ 海中に鯨類の鳴音及び疑似音等鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しないこと。

図 - 2 「情報箇所」

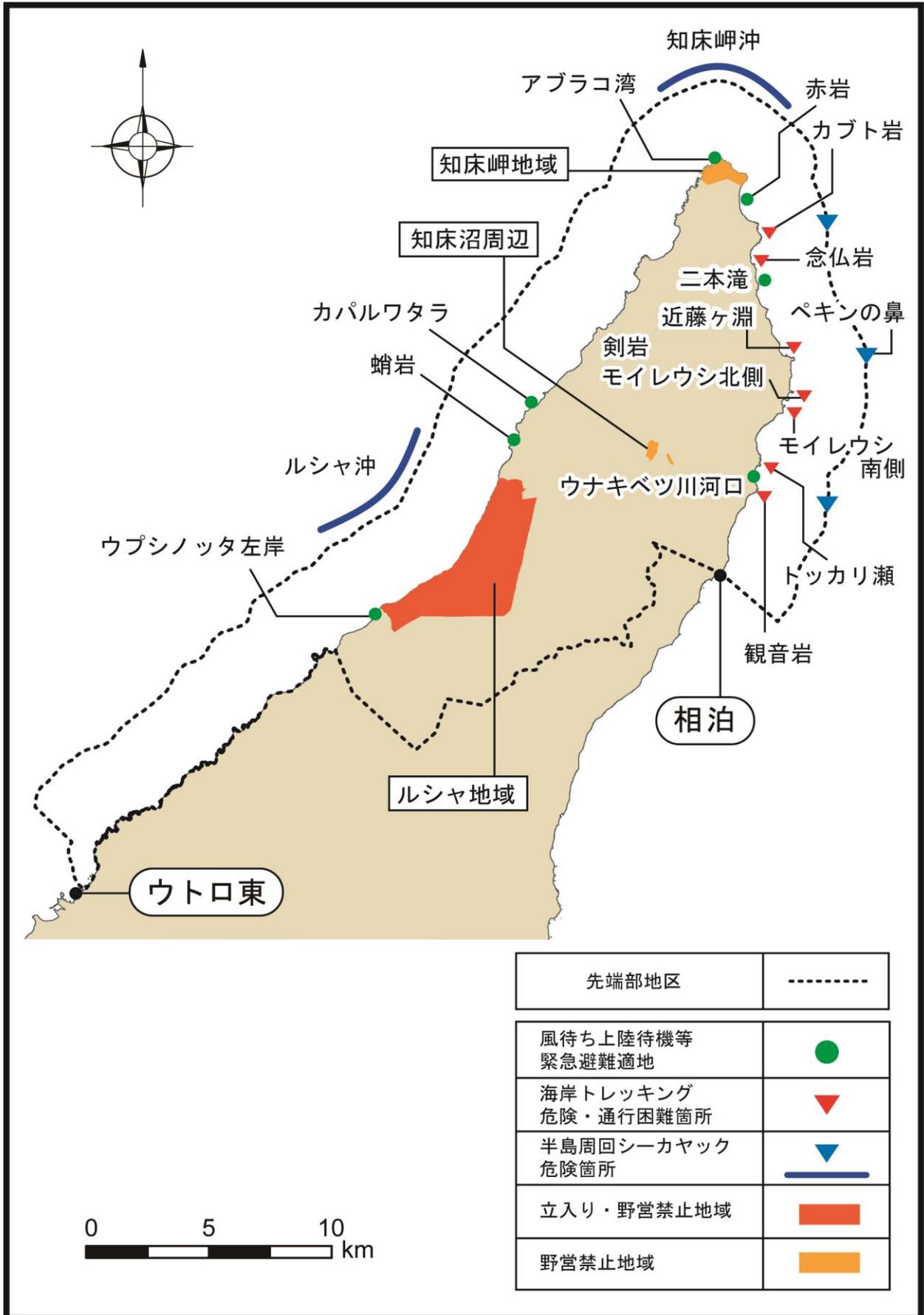


図 - 3 「野営を行わないこととされている地域（知床岬地域）」

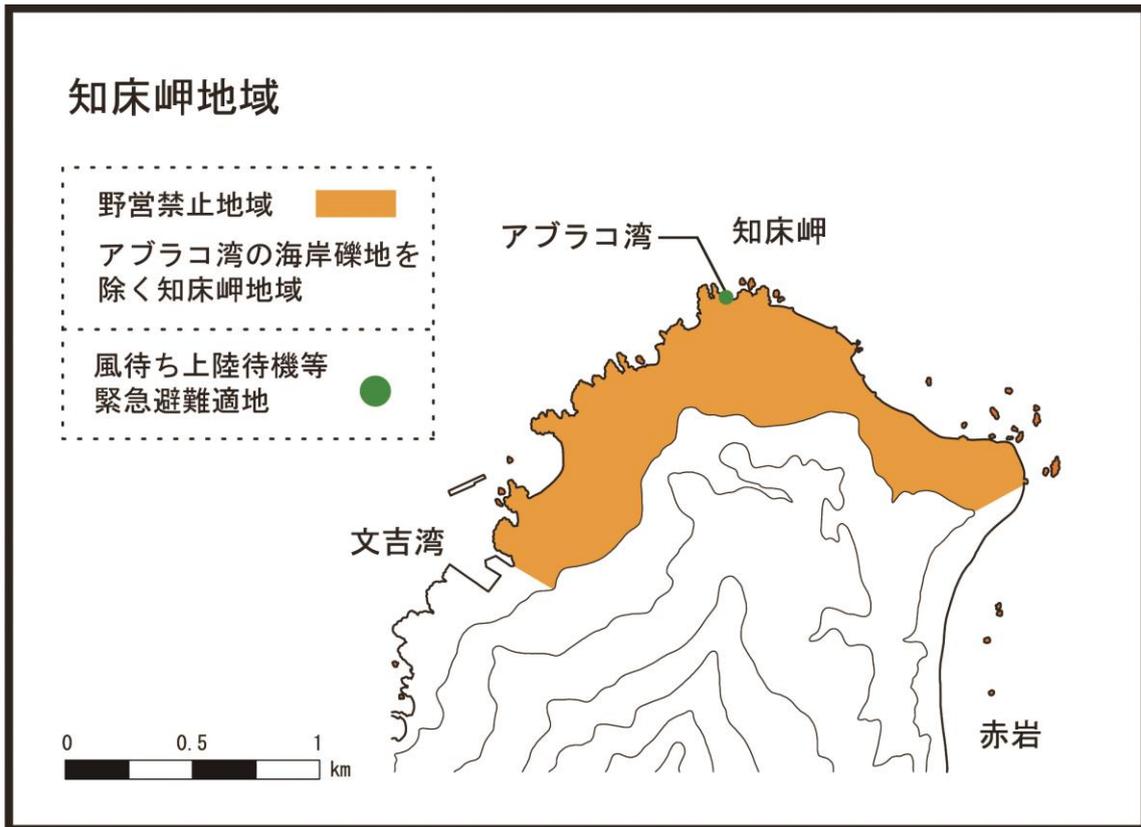


図 - 4 「立入り及び野営を行わないこととされている地域（ルシヤ地域）」

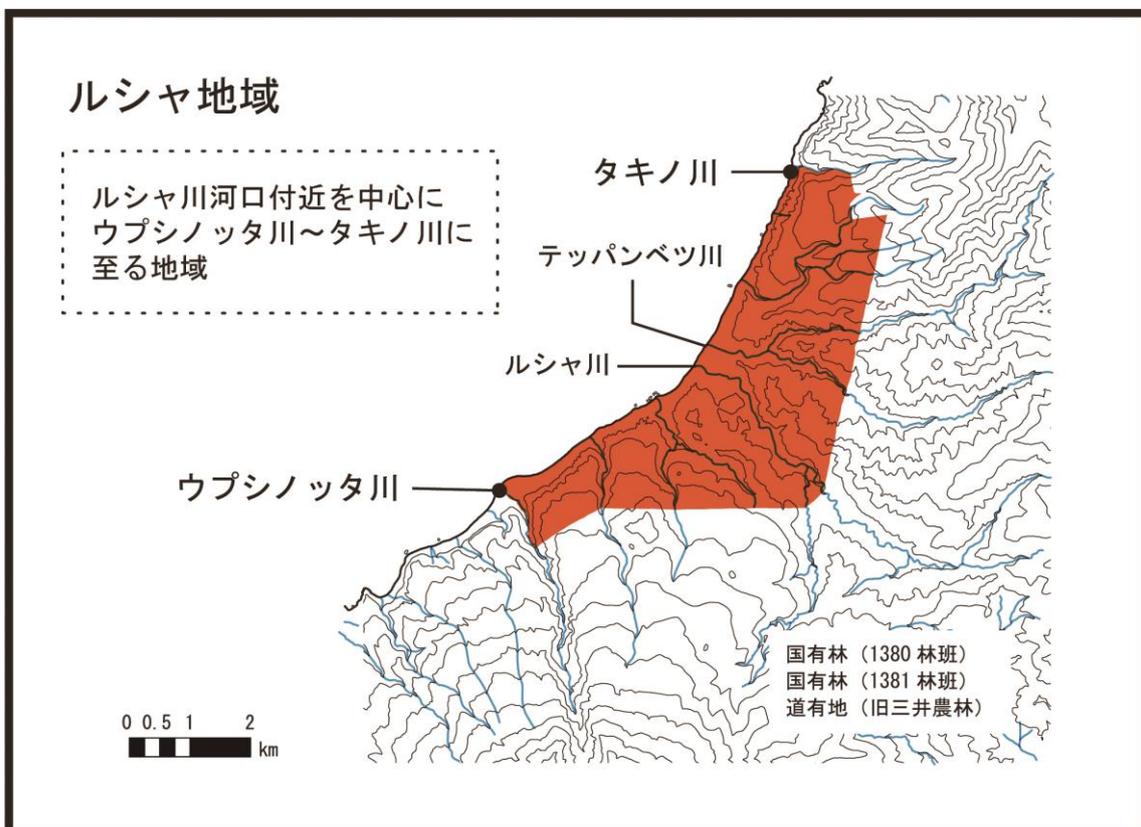
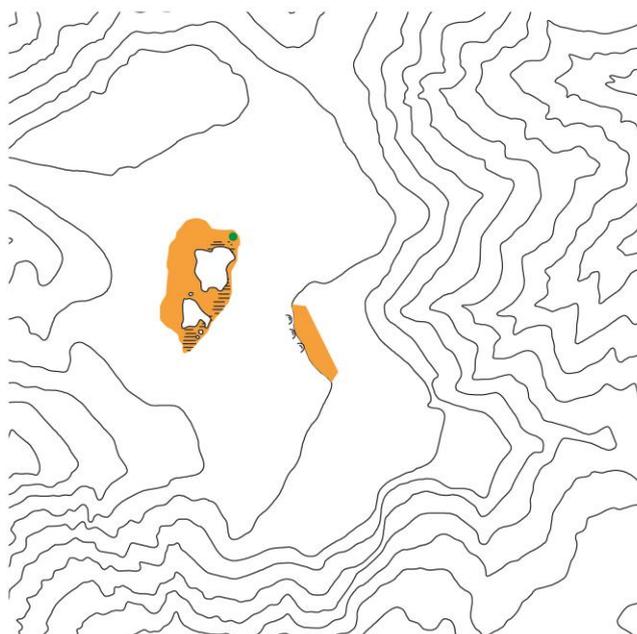


図 -5 「野営を行わないこととされている地域（知床沼周辺）」

知床沼周辺



野営禁止地域

指定区域を除く

南・北沼岸の湿原域
及びその周辺の湿原域

指定区域



- ・ 4人用テント3～4張り分の広さ。
- ・ ロープ外側の植生を傷めないよう、十分に注意する。

知床沼での野営が避けられない場合には、ロープ（白色）で表示した範囲内で行うこと。

ルールが守られず、ロープ外側の植生へのダメージが認められた場合、ロープ内も含めて知床沼周辺を完全野営禁止とする。

別紙－１「関係法令等による規制対象行為・遵守事項等」

１．自然公園法に基づく規制対象行為

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	<p>[1] 工作物の新築、改築、増築</p> <p>[2] 木竹の伐採</p> <p>[3] 鉱物や土石の採取</p> <p>[4] 河川、湖沼の水位・水量の増減</p> <p>[5] 指定湖沼への汚水の排出等 [知床国立公園では知床沼、知床五湖、羅臼湖]</p> <p>[6] 広告物の設置等</p> <p>[7] 指定する物の集積又は貯蔵</p> <p>[8] 水面の埋立等</p> <p>[9] 土地の形状変更</p> <p>[10] 指定植物の採取等 [知床国立公園ではチングルマ等 245 種を指定]</p> <p>[11] 指定動物の捕獲等 [知床国立公園は指定なし]</p> <p>[12] 屋根、壁面等の色彩の変更</p> <p>[13] 指定する区域内への立入り [知床国立公園は指定なし]</p> <p>[14] 指定地域での車馬乗入れ [知床国立公園では特別地域全域（道路、畑等を除く）]</p> <p>[15] 政令で定める行為 [該当なし]</p>
	特別保護地区	<p>特別地域の行為に加え</p> <p>[1] 木竹の損傷</p> <p>[2] 木竹の植栽</p> <p>[3] 家畜の放牧</p> <p>[4] 物の集積又は貯蔵</p> <p>[5] 火入れ、たき火</p> <p>[6] 木竹以外の植物の採取等</p> <p>[7] 動物の捕獲等</p> <p>[8] 車馬等の乗り入れ</p> <p>[9] 政令で定める行為 [木竹以外の植物の植栽、植物の播種] [動物の放逐（家畜の放牧を除く）]</p>

届 出 を 要 す る 行 為	特別地域（事後）	[1] 特別地域の指定時における既着手行為 [2] 非常災害のために必要な応急措置
	特別地域（事前）	[1] 指定地域での木竹の植栽・家畜の放牧 [木竹以外の植物の植栽、植物の播種]
	特別保護地区（事後）	[1] 特別保護地区の指定時における既着手行為 [2] 非常災害のために必要な応急措置
	普通地域 [知床国立公園は 海域のみ]	[1] 大規模な工作物の新築、改築、増築 [2] 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 [3] 広告物の設置等 [4] 水面の埋立等 [5] 鉱物や土石の採取 [6] 土地の形状変更 [7] 海域公園地区の周辺部における海底の形状変更 [知床国立公園では海域公園地区の指定なし]

2. 文化財保護法に基づく遵守事項

先端部地区には多数の遺跡が存在し、特に知床岬では「知床岬遺跡（斜里町側および羅臼町側の2カ所）」「知床岬灯台下遺跡」「文吉湾チャシ」「カムイパモイ遺跡」の5ヶ所が埋蔵文化財包蔵地となっている。現地で遺物を見つけた場合には、その発見時の位置や状態は遺跡を理解する上で貴重な情報となるので、写真撮影などに留め、興味本位や盗掘目的での遺物の移動や持ち出しはしないこと。

3. 北海道漁港管理条例に基づくウトロ漁港(知床岬地区)(通称：文吉湾)の規制対象行為

北海道が管理する漁港において、いかだ等を係留すること。また、漁業関係以外の目的で船舶を横付けすること。

4. 北海道生物の多様性の保全等に関する条例の規制対象行為

ヒグマに餌を与える行為。ヒグマに餌を与えることを目的として餌を撒き、又は放置する行為。

5. 北海道知床世界自然遺産条例に基づく自主ルールの遵守規定

知床世界自然遺産を来訪する者は、遵守事項（自主ルール）を遵守すること。

※上記を遵守しない場合、違反となる場合があります。

別紙－２「リスクの軽減及び利用に関する情報一覧」（図－２参照）

[海岸トレッキング利用における危険箇所・通行困難箇所]

● 観音岩：高巻き

観音岩の基部を乗り越す。この乗越の南側は約 20m の垂直に近い壁になっている。

粘土質の非常に滑りやすい土付きになっている部分があり、雨で濡れている際には大変滑りやすいため、雨天時に登攀技術のない者が通過するのは困難である。

ロープが取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

● トツカリ瀬：渡渉・へつり

干潮時に水面上に飛び石状に頭を出す岩の上を通過する。満潮時には岩は水没するし、潮が引いていても時化で波が高い時には通行は極めて危険である。波は不規則で時に予想外の大波が打ち寄せ、海に引きずり込まれることがあり、過去に死亡事故が発生している。また、この間、数メートルではあるが、水面上の垂直に近い壁をトラバースする部分もあり注意を要する。

● モイレウシ南側：高巻き・へつり

モイレウシ湾の南側に突き出した岩の岬の基部を乗り越す。この乗越の南側は 15m の垂直に近い崖になっている。ここには漁業ロープが取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

その約 200m 南のタケノコ岩基部では、一部波打ち際のテラス状の岩の上を通過する地点があり、満潮時には水に浸からなければ通過できない。また時化していると通行は困難である。

この地点にはややオーバーハングした水面上の岩壁をへつって通過する部分もあり 3～4m ほどの間ではあるが、大きな荷物を背負ってのへつりには技術を要する。この部分は南側から北側に向かってへつる方が難易度が高い。

● 剣岩（モイレウシ北側）：渡渉

モイレウシ湾の北側に突き出した剣岩の岬は切り立った崖になっている。ここを通過するには干潮時に崖下の水面上に出現するテラス状の岩の上を歩いて行くことになる。

満潮時には人の背丈以上の水深になるため、泳がなければ通過できないが、延長距離は 200m 余りになるので、強行に突破するのは難しい。また、高巻をしようすると大変な遠回りになる。ここは干潮に合わせて通過するべき地点である。ただし、干潮であっても時化で波が打ち寄せている時には、テラス状の岩の上まで大波をかぶるので通行できない。

● 近藤ヶ淵：渡渉・高巻き

湾を形作る岩壁の北側が垂直の壁になっており、干潮時には水面に出た岩をへつって回り込むことができるが、満潮時には通過できない。また、北側数mの区間はへつる足場がないため、大潮の干潮ピーク時を除けば、必ず腰まで海に浸かることを覚悟すべきである。

背後の海岸段丘の急斜面には、斜面をトラバースしながら登っていく巻き道ができいてい

る。シカ道をそのまま人が使っているもので、狭く崩れやすい道であり、バランス感覚が乏しい人には危険である。乗越の南側は草付きの急斜面であり、裸地化していて雨の際にはたいへん滑りやすく危険である。

● 念仏岩：高巻き

高巻きルートは南側は大きくオーバーハングして屋根状に張り出した岩の上をトラバースするルートになっている。高巻きの途中には、表土が大規模に崩落して岩盤がむき出しになっている地点があり、この部分は登攀技術のない者がロープなしで登ることは困難である。

北側高巻きルートは、一部落差 20 ～ 30m の崖をトラバースするところがある。足を踏み外せば深刻な事故発生の危険性のある場所であり、この地点ではすでに過去にも転落して頭蓋骨陥没の重傷を負った例が記録されている。また一部、ほぼ垂直の岩壁を上り下りするところがある。北側にも南側にもロープが取り付けられているが、老朽化しているため、このロープに頼って上り下りすることは極めて危険である。

● カブト岩：高巻き

この地点は内陸側に向かって深い切れ込みがあり、海岸部は干潮時であっても通過できず、標高差 100m の高巻きをしなければならない。

高巻きルートは北側は非常に急な沢型の斜面になっており、転落事故発生の危険性が大きい場所である。また、浮き石が多く、落石を起こさずに通過することは困難である上に、落石は通常人が上り下りする沢型の中央に集まって落ちていく構造になっており、上方のパーティーが落石を起こせば、落下に従ってスピードを増した落石が、下方のパーティーに深刻な事態を引き起こす。

したがって、複数のパーティーが同時に高巻きルートを通することは極めて危険であり、厳に慎むべき場所である。

北側斜面の上部 20m ほどは崩壊しやすい急斜面のため、ロープなしでの通過は困難であるが、現地にロープ等は取り付けられておらず、また周辺にロープの支点となるような樹木はない。

[半島周回シーカヤックにおける危険箇所]

● ルシャ沖

標高 1000m を越える屏風のようにオホーツク海に突き出した知床半島が、ここでは標高 300m ほどしかなく、南よりの風が吹くと強烈な出し風が山から吹き下ろす。

夏期の斜里側はべた風状態が続くことが多いが、ここに来ると突然突風に見舞われるため、油断していると非常に危険である。

この地域は大きな湾状の地形であるが、最短コースをとろうと安易に沖合を進むと沖に流されてしまう場合があり得る。

出し風の時には、強風の影響は北はタキノ川から南はウプシノッタ川付近まで広範囲に及ぶ。風や白波が遠望されたら、風が収まるのを待って通過すべきである。

風が止むのを待つための上陸待機地点は、南側は「ウプシノッタ左岸」北側は、「カパールワタラ又はポロワタラ」が適地である。

● 知床岬沖

長大な半島の突端にあり、ウトロ側・羅臼側のどちらの方向から風が吹いても時化になりやすい。特に波が荒く背後から強風が吹く際には、無理をして突入すべきではない海域である。

岩礁帯が長く沖に向かって伸びているために沖合を回りたくなるが、波が高い時は沖を回るのは危険である。岩礁帯の基部に通る抜けることができる水路があるのでここを通過すべきである。

風が止むのを待つための上陸待機地点は、岬の斜里側は「アブラコ湾」、羅臼側は「赤岩」が適地である。

● カブト岩・ペキンの鼻・観音岩

羅臼側にはカブト岩、ペキンの鼻、観音岩等いくつかの小規模な岬状の地形があり、風向きが変わりやすく、岬の先端周辺で時化ていることがしばしばある。

夏は比較的南よりの風が多く強い南風の時に背後から風と波を受けながらこれらの地点を通過する時は注意が必要である。無理をせずに風が収まるのを待った方が良い。

別紙－３ 「羅臼遊漁釣り部会自主ルール」

国立公園及び世界自然遺産に指定されている羅臼の海において、関係法令・規則はもとより、「知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画（平成 16 年 12 月）」の趣旨を尊重し、知床ならではの健全で秩序ある遊漁を持続的に提供することを目的として、海難事故の防止、資源保護・環境保護を図るため、以下のルールを定めるものである。

（基本原則）

- ・ 知床羅臼が「国立公園」及び「世界自然遺産登録地」であることを十分認識し、自然環境の保全に配慮する。
- ・ 知床羅臼でなければ体験できない、健全な海洋レクリエーションとしての遊漁を推進する。

（安全管理）

- ・ 運行にあたっての気象・海況などの判断は、羅臼遊漁釣り部会が判断して運行する。
- ・ ライフジャケット装着の徹底。
- ・ 海上交通道德を守り、他の船舶（漁船、観光船、シーカヤック）との事故防止を図る。
- ・ 営業は最大 12 時間以内、日帰り利用とし、緊急の場合を除き宿泊・野営は行わない。

（資源保護）

- ・ 収奪的な釣りを排除し、釣り自体を楽しむスポーツフィッシングを推進する。
- ・ 釣魚量は、船釣りでは一人につきクーラーボックス一個以内とし、渡船による沿岸河口部のサケ・マス釣りでは一人につきマス 10 匹・サケ 5 匹以内とし、魚卵のみの捕採は行わない。
- ・ 渡船による沿岸河口部のサケ・マス釣りは、その年の状況を踏まえ親魚の遡上確保の観点から、釣り部会において最終日を決めることとし、最長でも 9 月末日までとする。
- ・ 渡船による沿岸河口部のサケ マス釣りは、「モイレウシ湾」、「ペキン浜」、「滝川」、「二本滝」の 4 箇所とする。

（環境保護）

- ・ ゴミや釣魚及びその残滓などは捨てないで、必ず持ち帰り適切に処理する。
- ・ 沿岸河口部のサケ・マス釣りで上陸する利用者には、以下のことを周知・指導する。
 - ① 乗船前には靴底の泥を落とすこと。
 - ② 釣り場から離れて歩き回らないこと。
 - ③ 焚き火をしたりゴミを燃やさないこと。
 - ④ ゴミは全て持ち帰ること。
 - ⑤ ヒグマとの遭遇・接触の危険があること。
 - ⑥ トイレがないため、出発前に用を済ませておくこと。
 - ⑦ 静寂な環境を壊すような騒音をださないこと。
 - ⑧ 禁酒のこと。

別紙－４ 知床国立公園利用適正化検討会議（平成13年度から平成21年度）構成員

（１）検討委員

- ・小川 巖（エコネットワーク代表）
- ・小林 昭裕（専修大学北海道短期大学教授）
- ・新庄 久志（釧路市環境政策課湿地保全主幹）
- ・辻井 達一（財団法人北海道環境財団理事長）【座長】
- ・中川 元（知床博物館館長）
- ・中易 紘一（財団法人北海道林業会館理事長）

（２）地域関係団体

- ・斜里町環境審議会自然環境部会
- ・ウトロ地域協議会
- ・ウトロ漁業協同組合
- ・知床斜里町観光協会
- ・知床羅臼町観光協会
- ・羅臼町・知床世界自然遺産協議会
- ・羅臼漁業協同組合
- ・知床ガイド協議会
- ・（財）知床財団

（３）関係行政機関

- ・北海道森林管理局（保全調整課）
- ・網走南部森林管理署
- ・根釧東部森林管理署
- ・知床森林センター
- ・釧路開発建設部
- ・網走開発建設部
- ・網走海上保安署
- ・羅臼海上保安署
- ・北海道環境生活部環境局参事（知床遺産）
- ・網走支庁地域振興部環境生活課
- ・根室支庁地域振興部環境生活課
- ・釧路土木現業所
- ・網走土木現業所
- ・斜里町
- ・羅臼町

（４）事務局

環境省 釧路自然環境事務所

別紙－５ 知床半島先端部地区の利用のあり方に関する検討経緯

知床国立公園では、平成１３年度において本公園の望ましい保護と利用のあり方（利用の適正化）について、学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する「知床国立公園適正利用基本構想検討会」の設置により検討が行われ、「適正利用基本計画」を検討し定めていく等の提案がなされた。

平成１４年度～１５年度においては、「知床国立公園適正利用基本計画検討会」が設置され、「知床半島先端部地区基本計画」について、現況調査による課題や問題点等の抽出、そして基本計画（素案）に関し計５回にわたり検討が行われた。

平成１６年度においては、上記検討会の名称が「知床国立公園利用適正化検討会議」に改められるとともに、同会議において「知床半島先端部地区利用適正化基本計画（案）」について検討され、１２月１０日の検討会議において了承された。

これを受けて、平成１６年１２月２４日に環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長が「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」を定めたものである。

その後、「知床国立公園管理計画書」が平成２５年度に策定され、実質の内容が引き継がれたことにより、基本計画は発展的継承を果たしたと整理されている。

平成１３年度

知床国立公園適正利用基本構想検討会の設置

- ・課題・問題点の洗い出し
- ・あるべき姿の検討
- ・基本方針の検討
- ・適正利用実現の方策の検討

平成１４年度

知床国立公園適正利用基本計画検討会の設置

- ・知床岬及びその周辺地域における自然環境と利用実態調査開始
- ・知床半島先端部地区適正利用基本計画案の作成について検討

平成１５年度

知床国立公園適正利用基本計画検討会の設置

- ・知床半島先端部地区適正利用基本計画（素案）の検討

平成１６年度

知床国立公園利用適正化検討会議の設置

- ・知床半島先端部地区利用適正化基本計画の策定

平成２０年度

知床国立公園先端部地区利用の心得の策定

- ※平成２１、２５、２８年度一部改定

平成２４年度

知床エコツアーリズム戦略の策定

平成２５年度

知床国立公園管理計画書の策定

別紙－５ 補足資料 1 知床国立公園利用適正化基本計画 基本方針 抜粋

「先端部地区」では、平成13年度の知床国立公園適正利用基本構想の考え方及び平成16年1月の知床世界自然遺産候補地管理計画(現在の世界自然遺産地域管理計画)の内容を踏まえ、当該地区の特性に応じて、以下の事項を基本方針として利用の適正化を進める。

- ① 動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、従来の「上陸利用は認めない」という規制を徹底・強化する。
- ② 徒歩やシーカヤックなどの人力による陸域への立ち入り利用については、対象となる陸域の一部に、希少動物の生息・繁殖地、海鳥の集団繁殖地、脆弱な植物群落地、遺跡・埋蔵文化財包含地等の保護・保存を図る必要のある場所があるため、自由利用ではなく、対象となる場所の特性と利用形態に応じて、具体的な「利用ルール」を設けて、自然環境の保全及び自然体験の質の確保上問題が生じないように一定の制限を加えていくものとする。
- ③ 海域の利用については、当該地が海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっており、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察行動などがこれら海鳥や海棲哺乳類の生息に影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう、また、地域の産業であるサケ・マス漁等漁業活動との両立が円滑に図られるよう「利用ルール」を設けるとともに普及啓発に努める。
- ④ 利用の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。
- ⑤ 原生的自然の保全を図るため、自然に与える負荷を軽減しつつ自然体験が得られるよう自然にやさしい行動や活動が望まれる。そのため、巡視等の指導体制の整備、普及啓発、事前レクチャー等の充実を図る。
- ⑥ 日常的に利用者と接する地域住民や関係事業者などの人達が「利用ルール」の指導や普及の役割を果たしていくことが大切であり、地域住民や地域内外の関係事業者と関係行政機関などとの連携を強化することにより、そうした機能が効果的に発揮されるような仕組み(ネットワークの構築等)を設けていく。

3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(2) 地域区分毎の自然景観の保全

①先端部地区

先端部地区は海岸から山岳稜線部の陸域はもとより、沿岸海域にわたり、極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されている。歩道や車道等一般の公園利用のための施設が設けられておらず、日本では数少ない「バックカントリー」と呼ぶことができる原生的な自然環境の広がりが大規模に保たれてきた地域である。

その中でも、知床岬や知床岳等においてはトレッキングや登山による利用がある。また、知床岬の海岸段丘、斜里町側の海食崖やそこに見られる滝（カムイワッカ、フレペ）、羅臼町側の自然海岸、知床岳等の山岳地帯は観光船やシーカヤックからの眺望対象として重要である。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

4. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 先端部地区

①利用施設に関する事項

引き続き歩道や車道等の一般の公園利用のための施設は設けない。

②利用規制に関する事項

動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」に基づき、一般観光客のレクリエーション利用による立ち入りを規制指導する。

海岸トレッキング利用、山岳部利用、沿岸カヤッキング利用、沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用、動力船による海域利用については、「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」を遵守するよう指導する。

特に観光船の運航については、オジロワシやケイマフリ等の鳥類の繁殖や、海棲ほ乳類やヒグマ等の生息行動への影響を与えぬよう、これら野生動物を自然観光資源として認識し、守りながら見せる対象として保全とレクリエーション利用の両立を図る。

知床岬地区への撮影のための動力船による上陸やルシャ地区における撮影のための入域については、知床国立公園の生態系や生物多様性もしくは保全の取組を紹介する等の自然環境の保全に寄与すると認められるものであり、かつ当該区域以外の区域においては目的が達成できず、さらに動植物に与える影響を軽減する措置を十分に講じた場合のみ認める。

ヒグマとの接近や接触による軋轢の回避を図る必要性の高いルシャ地区については、「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」に基づき立入り及び野営を行わないよう指導をする。なお、立入規制を行う担保措置として次期公園計画改定時に自然公園法による立入規制地区の指定を検討する。

別紙－５補足資料３ 知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ 抜粋

1. 規制の目的

貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生息地である知床岬一帯の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制する。

2. 規制の対象

一般観光客等のレクリエーション目的の立ち入りを対象とするものとし、行政機関の用務に伴う立ち入り・漁業に伴う立ち入りは規制対象に含めないものとする。また、教育・研究のための立ち入りについては、個別の事例ごとに取扱いを検討することとする。

3. 規制の範囲

知床岬先端部の国立公園特別保護地区及び第1種特別地域内とする。

4. 規制の内容

- (1) 遊漁船による知床岬地区への上陸利用は、関係法令上の取扱いをふまえ、認めないものとする。
- (2) 陸路からの知床岬地区への入り込みについては、登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものとするが、ルートの大危険性や漁船等への便乗が禁じられている点について、周知を図り、安易な入り込みを極力抑制するものとする。

(１) 基本原則

知床におけるエコツーリズムを含む観光利用は、以下の３つの原則に基づいて推進する。

- 遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上
- 世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供
- 持続可能な地域社会と経済の構築

(２) エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点

○地域主体・自律的・持続的であること

遺産地域の自然環境を保全し、持続可能な地域社会と経済を構築するため、これまで知床に暮らし、知床の自然を活用してきた地域関係者が主体的に取り組み、地域主導の観光利用が推進されることが望ましい。

地域の主体的な取組に対し、関係行政機関は相互に連携を図り、法律、制度、各種事業等の運用を通じて統一的に支援を行う。

また、エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、満足度を向上させリピーターを増加させる、サービスを地域内から調達する等の取組により、地域社会と経済に対し持続的な貢献を図ることも必要である。

○共有・協働・連携・ネットワーク

知床におけるエコツーリズムを含む観光利用を行うに当たり、企画を検討し、ルールを定め、運営・管理し、観光客に対する良質な自然体験を提供するため、多様な主体の連携と協働が必要である。特に知床はガイドツアーが活発であり、良質な自然体験の提供や自然環境の保全に重要な役割を果たしていることから、ガイドの育成やガイド事業者との連携・協働は重要である。また、観光船事業者やシーカヤック事業者も同様の役割を果たしており、利用と保全の両面で陸域と海域の連携が求められる。

関係者は検討会議や全国のボランティア等とのネットワーク等の活用により、密接な連携の確保と情報の共有を図る。

○自然環境を保全すること

自然環境を保全するために、観光利用は自然生態系のもつ環境収容力の範囲内とする。そのために、個別地区の自然生態系の脆弱性や、観光客数といった利用状況などの特性を十分考慮し、具体的方策を検討する。

観光利用により野生動物の生息域の縮小や繁殖率の低下、人馴れによる生活環境の変化、高山植物の生育地の減少といった重大な影響を自然生態系に与えてはならない。

特に湿原や高山帯といった植生の回復が困難である場所での観光利用や、シマフクロウをはじめとした希少野生生物を対象とした観光利用は、少人数であっても生態系に対して大きな影響力を持つため慎重に検討すべきであり、地域の合意を基本とした専門的な知見に基づくルールの制定や法的な担保に基づく利用システムの設定を行うことが求められる。また、遺産地域の有する原始性を保持するため、施設整備の制限や利用期間・人数の

設定を検討する。なお、過度な観光利用の集中による自然環境への影響を防ぐため、観光利用の分散や多様化を図ることも重要である。

○自然生態系に関する理解を促進すること

良質な自然体験を提供するため、ガイド利用等により知床の自然の価値や生態系の仕組み、野生生物の生態等を啓発することが重要である。自然生態系への理解を促進することにより、自然と接する際のルールを知ることができ、また、自然環境保全に対する意識の向上に繋がる。

知床は日本の中で原始的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、効果的な啓発が実施できる。また、自らの力で原生自然に挑戦し、その素晴らしさを体感する機会を提供することも期待される。

○地域の文化・歴史的背景を踏まえること

知床では古くからアイヌの人々が生活し、シマフクロウやヒグマ、シャチ等をカムイとして崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にきた文化を育んできた。また、19世紀から漁場運営が始まっており、現在の多様な漁業の発展につながっている。エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、これらの自然に向き合い培ってきた文化的・歴史的背景に十分留意する必要がある。特に、漁業活動への適切な配慮が求められる。

○自己責任の原則と管理責任の分担

自然環境を利用する際の原則は、自然環境に内在する危険性を理解した上で、自己の判断に基づき行動することであり、その結果として事故による損害が生じた場合の責任は自らにある。この自己責任の原則が適正な観光利用につながり、多様な観光形態を可能にしていることから、積極的に啓発していく必要がある。

なお、エコツアー等の推進にあたっては、実施するエコツアー等の性質に応じ、観光客に対し、安全・リスクに関する情報を事前に十分伝えるとともに、安全確保のための備えを事前に行う必要がある。

一方で、施設の不備により事故が生じた場合の責任は施設管理者にある。観光客が多くなるにつれて高い水準の管理が求められるようになると、施設管理者の管理責任が重くなるだけでなく、施設以外の自然物に起因する事故であっても関係行政機関は責任を負う場合が出てくる。このように管理責任が重くなる場合には、効果的な管理や利用機会の拡大のために、観光利用を推進する者が管理責任を分かち合うことが必要である。

○知床のブランド価値を高めるという視点を持つこと

知床は世界自然遺産に登録されており、また、古くから自然保護の取組がなされてきた地域である。全国に多数の知床ファンがおり、世界自然遺産というブランドに魅力を感じて知床を訪れる観光客も多い。遺産地域やその周辺地域も含め、知床のブランド価値を高めるような観光利用（例えば、観光利用で得られた利益の一部を地域の自然や社会に還元する仕組みの導入など）を推進することにより、経済と環境の好循環につなげることがで

きる。

また、水産物のようにすでにブランドとして価値が確立されているものもあり、農林水産物の生産や社会基盤整備等においても、知床全体のブランド価値の向上のため、個別のブランド価値を損なわず、価値を高めることが求められる。

○順応的管理型であること

エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたっては、関係行政機関と観光利用を推進する者が観光利用に伴う自然環境への影響や観光客の満足度等をモニタリングし、検討会議で評価の上、その結果に応じて利用方法や管理手法等の見直しを行う。

別紙－6 「ヒグマなど野生動物による事故や被害を防ぐために」

本紙は、本文だけではイメージしづらい内容を補足説明するとともに、先端部地区特有の事例の紹介も含めて、訪れる人々に注意を喚起するものである。知床の山歩きに習熟した人にとってさえ、先端部地区では他では考えられないような予想外のことが起きる。十二分に注意する必要がある。

1. 大岩ごろごろの海岸は突発遭遇に嚴重注意！

先端部の海岸は大きな岩が不規則に積み重なっていて非常に見通しが悪い場所が多い。しかも、波音でヒグマは人の接近に気づきづらく、風も強いことから風下から近づく人間の匂いが分からないことがある。岩を回り込んだら、ヒグマにバッタリということがしばしばある。波や風が激しい時には、鈴を付けて歩く程度では十分ではない。常に岩の向こうにはクマがいるかもしれないというつもりで、大きな声や音を立てつつ慎重に進まなければならない。

2. 恋の季節は危ない季節！

6～7月はヒグマの繁殖期。この時期、ヒグマの生息密度が高い先端部では、メスをめぐる争いで負傷したオスグマが居すわっていることがある。特に上記1のような大岩が累々とした海岸では、そんなヒグマに気付かずに接近してしまったトレッカーが、間一髪で襲われかけたことが一度や二度ではではない。人に気付いても逃げようにも怪我で身動きとれないクマは、近づく人から逃れられないと感じれば、最後の力をふりしぼって突然岩陰から突進する。

3. 豊かな海がもたらす危険！

イルカ、アザラシ、トドなど、知床の海にはたくさんの海産哺乳類が生息している。これらの漂着死体が、先端部の海岸にしばしば打ち上げられる。海獣類の腐敗臭は強烈だが、これがヒグマは大好き。匂いに引かれてあちこちから集まってくる。クジラのように大きなものでは、一度に20頭ものクマが集まることさえある。

普通ヒグマは人を避けようとするものだが、海獣類の死体をむさぼっている時はまったく別である。人の接近に気付いても逃げようとせず、彼らが許容できないほど近づけば、餌を奪われると感じて激しく攻撃してくる。岩場の陰に打ち上げられたトドの死骸を食べているクマに気付かず近づいてしまったトレッカーが、危うく襲われかけた例もある。先端部の海岸歩きでは腐敗臭に要注意！漂着死体を見つけたら絶対に近づいてはならない。そこにクマの姿が見えなくても、そばに隠れていることがしばしばだ。

知床にたくさん生息しているシカの死体についても同じなので注意を要する。

4. 日本の常識は世界の非常識！

「寝る時は食事の後片付けをして、食物やゴミはちゃんとテント内にしまいましょう」というのが日本のキャンプの常識だろう。これはクマが生息している北米の国立公園などではとんでもない非常識だ。そして、それは知床でも同じである。保護が進んだ地域では、クマは人をあまり恐れない。テントがあればクマは近づいては来ないという常識は通用しない。テン

トがあり人がいてもしばしば近くにくることがある。そんな時、テントの中から食べ物の匂いがしたら、思わず手を出してしまうことがあり得る。北米ではテントを襲われた凄惨な死亡事故が頻りにたくさんあり、就寝するテント内に食料や生ゴミなどを入れないことが常識中の常識だ。

知床では過去にテントを破かれて荒らされた事例や、人が就寝中のテントにのしかかってきた例があり、食料などの扱いに気を付けなければいつ事故が起きてもおかしくない状況である。かといって、外に放置すればそれをヒグマが食べて味をしめ、餌付けされたと同様に人をつけ狙う危険なヒグマを創り出してしまう。知床連山に整備されているような金属製食料保管庫も、食料を吊すような高い木も先端部の海岸には無い。本「利用の心得」で、荷物のデポを禁じたり、フードコンテナの使用や携帯用簡易電気柵を推奨している所以である。食料が入っていないザックやテントであっても、無人で放置されていれば、興味を持ったクマがさわってみたり、荒らしたりということがある。そのような経験をしたクマは、人がそばにいる時にも手を出すようになりかねない。食料や荷物の管理をしっかり行わないことは、自分が危険なばかりでなく、後からそこに来る人々を危険に陥れてしまうことも肝に銘じるべきだ。

5. 犬は危険を連れてくる

ヒグマが高密度に生息している先端部地区で、犬を連れて歩くことは思わぬ危険を招くことを肝に銘じて欲しい。クマは人に気付くと、しばしば近くのヤブの中などに潜んでやり過ごそうとする。人間だけならそれに気付かず、通り過ぎて事なきを得るが、犬は匂いに感づいて吠えかかって、不必要にクマを刺激してしまう。怒ったヒグマが突進してくれば、ヒグマに対する十分な訓練を受けていない普通の犬は尻尾を巻いて飼い主のところに逃げ帰る。激怒したクマを飼い主のところに連れてきてしまうのだ。

この様な事例がこれまでに複数回発生しており、事故を防ぐためにも先端部地区に飼い犬を連れて行くのは控えるべきだ。

6. 大胆不敵なキツネたち

キツネはクマ以上に人を恐れずに行動する。人がいるキャンプサイトでさえ、すきを見てテント内に侵入して食物を盗もうとしたり、テントを破ろうとするものさえいる。実際、テントや寝袋などの装備を破られる事件がしばしばおこる。寒い季節にはそれは危険なことでもある。テントを張ったまま放置したり、荷物をデポすることは、キツネによる被害を被る可能性を高めてしまう。

また、北海道のキツネは50%をこえる確率でエキノコックスに感染している。テントや装備をキツネに荒らされると、人への感染の危険も高まることも考慮して、荷物の管理を行わなければならない。

7. 上も向いて歩こう

先端部地区をはじめ知床には、エゾシカが多数生息している。特に先端部のトレッキングルートは、海岸の急斜面や断崖の下に行くコースが多い。そうしたところにはシカが群れをなしていることもある。人の接近を見て驚いたシカが走り出すと、しばしば危険な落石が発

生するので十分に注意しなければならない。

かつて、断崖の下に張られていたテントに滑落したシカが落下して、中の人が重傷を負った事件もあった。先端部では上の方にも注意を払わなければならない。

なお、ヒグマ出没情報については下記 HP を参照するほか、最新の出没情報は、知床世界遺産ルサフィールドハウス及び知床羅臼ビジターセンターの掲示板やレクチャーで確認すること。

- ・ 知床羅臼ビジターセンター <http://rausu-vc.jp/newstopics/>
- ・ 知床世界遺産ルサフィールドハウス <http://shiretoko-whc.jp/rfh/news-1/>

とりまとめにあたって

知床国立公園は、日本の数ある国立公園の中で、もっとも原始性と生物多様性に富むところです。こうした特徴を備える国立公園では特に厳しい制限の下での利用を考えなければなりません。

それは結局は利用者が原始性の高い自然を十分に、そして将来にわたって利用することを保証するものです。

ここでは“心得”という言葉が使われていますが、マナーと言ってもいいでしょう。マナーは本来、身に付いたもの、言われなくてもそうしなければならないものです。

ルールがあろうが、無かろうが、自然を傷める一切の行為は自発的に慎まなければなりませんし、楽しむ以上の釣魚なども論外です。私たちはアラスカの極北の地に住んでいるわけではありませんから、一冬分の食糧として鮭をストックするために獲らなくてもいいはずです。

焚き火も原則的に行うべきではありませんが、シーカヤックなどで波を被れば当然、乾かさなければ命に関わることもあるでしょう。しかし、そうした場合でも植生の保護には十分に注意を払うことと、後始末を完全に、というのがマナーです。

こうしたことが判っているなら、この“心得”はまさに無用だ、と申せましょう。その時代が早く来ることを願ってまとめとします。

知床国立公園利用適正化検討会議 座長



※平成 20 年の初版とりまとめ時に執筆いただいたもの。

「知床半島先端部地区利用の心得」入手場所等

【問い合わせ先】

○環境省 釧路自然環境事務所

〒085-8639 釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎

電話：0154-32-7500 FAX：0154-32-7575

○ウトロ自然保護官事務所

〒099-4354 斜里郡斜里町ウトロ西 186-10

電話：0152-24-2297 FAX：0152-24-3646

○羅臼自然保護官事務所

〒086-1822 目梨郡羅臼町湯ノ沢町 6-27

電話：0153-87-2402 FAX：0153-87-2468

【関連施設等】

○知床世界遺産ルサフィールドハウス <http://shiretoko-whc.jp/rfh>

〒086-1813 目梨郡羅臼町北浜 8 番地

電話：0153-89-2722

開館期間・時間 5～10月 9:00～17:00 毎週火曜日休館

(11～4月は閉館)

○知床羅臼ビジターセンター <http://rausu-vc.jp>

〒086-1822 目梨郡羅臼町湯ノ沢町 6-27

電話：0153-87-2828

開館時間(夏期) 5～10月 9:00～17:00 毎週月曜日休館(7～9月は無休)

(冬期) 11～4月 10:00～16:00 毎週月曜日及び年末年始休館

○知床自然センター <http://center.shiretoko.or.jp>

〒099-4356 斜里郡斜里町岩宇別 531 番地

電話：0152-24-2114

開館時間(夏期) 4月20日～10月20日 8:00～17:30 休館日なし

(冬期) 10月21日～4月19日 9:00～16:00 年末年始は休館

○知床データセンター(web サイト)

<http://dc.shiretoko-whc.com/>

○知床半島先端部地区利用の心得 シレココ(web サイト)

<http://www.env.go.jp/park/shiretoko/guide/sirecoco/>

平成 22 年 3 月一部改訂

平成 25 年 7 月一部改訂

平成 29 年 3 月一部改訂

令和 2 年 3 月一部改訂